

原議保存期間	5年(平成 34 年3月 31 日まで)
有効期間	一種(平成 34 年3月 31 日まで)

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部長

警察庁丁交指発第64号
平成28年6月6日
警察庁交通局交通指導課長

駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿の導入について

駐車監視員活動ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)の策定及び公表については、「取締り活動ガイドラインの策定及び公表について」(平成17年5月30日付け警察庁丁交指発第88号)に基づき実施しているところであるが、この度、ガイドライン改定のための見直し経過を明らかにするため、別添の「駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿」(以下「検討簿」という。)を下記のとおり導入することとしたので、各都道府県警察本部においては、確認事務を委託する警察署(以下「委託署」という。)において検討簿を活用したガイドラインの見直しが行われるよう、検討簿の適正な運用に努められたい。

記

1 検討簿を導入する趣旨

ガイドラインは、駐車監視員の活動範囲を決定する根本となるものであり、「駐車実態等の分析とガイドラインの策定」、「活動の実施」、「活動効果の検証」、「検証結果のガイドラインへの反映」というP D C Aサイクルに基づく定期的な見直しが不可欠であることを踏まえ、駐車実態に変化がない等の理由により改定を行わない場合も含め、ガイドラインの見直しに関する検討が適時適切に行われることを担保するため、新たに検討簿を導入することとした。

2 検討簿の作成

検討簿については、別添のモデル様式を参考として、各都道府県警察において様式を定め、年1回以上行われるガイドラインの見直しの都度、委託署において作成するものとする。

なお、すでに別添のモデル様式と同程度の内容の書式を用いて見直しを行っている都道府県警察にあつては、新たに様式を定める必要はない。

3 改定に関する本部主管課の役割

本部主管課においては、見直しに際し、適宜、必要な指導・調整を委託署に対し行うこと。

4 違法駐車取締り活動方針との関係

違法駐車取締り活動方針を策定している都道府県警察にあつては、本通達の検討簿を活用し、ガイドライン同様に定期的に活動方針の見直しをすることが望ましい。

モデル様式

決 裁 欄

平成 年 月 日

駐車監視員活動ガイドライン改定検討簿（ 署）

ガイドライン 策定年月日	
過去の改定履歴	

検討結果 （改定の必要性）		
検討項目		
改定内容及び その理由（改定 しない場合はそ の理由）		
警察署協議会等 への意見聴取	聴取先	意見の概要

	重点路線・重点地域等	重点時間
最重点路線		
重点路線		
最重点地域		
重点地域		
自動二輪・ 原付重点地域		

検討期間	
新ガイドライン 運用開始予定日	